（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）

第四十二条　前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあっては、当該二以上の専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

［条を加える。］

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）

第四十三条　共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

［条を加える。］

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十四条　次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

［条を加える。］

（その他の基準）

第四十五条　専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（その他の基準） **第四十二条**　専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。 2　［同上］	（その他の基準） **第四十二条**　専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。 2　［略］
目次 第一章　総則（第一条―第二条の三） 第二章　学科（第三条・第三条の二） 第三章　学生定員（第四条） 第四章　教育課程（第五条―第十二条） 第五章　卒業の要件等（第十三条―第十九条） 第六章　教員組織（第二十条―第二十二条） 第七章　教員の資格（第二十二条の二―第二十六条） 第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四） 第九章　事務組織等（第三十四条―第三十五条の三） 第十章　専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十二） 第十一章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条） 第十二章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条の八） 第十三章　雑則（第五十条―第五十二条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第二条の三） 第二章　学科（第三条・第三条の二） 第三章　学生定員（第四条） 第四章　教育課程（第五条―第十二条） 第五章　卒業の要件等（第十三条―第十九条） 第六章　教員組織（第二十条―第二十二条） 第七章　教員の資格（第二十二条の二―第二十六条） 第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四） 第九章　事務組織等（第三十四条―第三十五条の三） 第十章　専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十二） 第十一章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条） 第十二章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条） 第十三章　雑則（第五十条―第五十二条） 附則